令和元年度 第4回

新宿区情報公開·個人情報保護審議会会議録 令和元年9月9日(月)

新宿区 総合政策部 区政情報課

【会 長】それでは、ただいまより、令和元年度第4回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

それでは、議事に入る前に、本日の資料について、事務局から確認をお願いいたします。

【区政情報課長】皆様、よろしくお願いいたします。

事前にお送りした資料ですが、資料21から資料27までの7件の資料、そして情報セキュリティアドバイザーの意見一覧と、区の内部の目安になりますが、「申込みサイト・メール等を活用した業務委託に係る要件の目安」、そして「新宿区の情報公開・個人情報保護審議会におけるシステムに係る再委託の取扱いについての目安」になります。

前回に引き続き、案件の説明のときに、それぞれ使用する資料をご確認いただければと思います。

また、本日会場が、こちらの大会議室の会場ということで、マイクの数に限りがございまして、ご発言の際に挙手をいただければ、職員がマイクをお持ちするというような形式で進めたいと思います。ご迷惑をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

【会 長】それでは、議題に入り審議を進めたいと思います。説明される方は資料を読み上 げるのではなく、資料の要点を説明していただいた上で、必要に応じて補足を加えるようにお 願いいたします。

それでは、最初に資料21「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金事業の実施に係る児童扶養手当システムの改修等について」であります。

それでは、説明の方は、資料の確認をした上で、内容をご説明ください。

【子ども家庭課長】子ども家庭課長でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料の確認から始めさせていただきます。本案件の説明資料は、資料 21 と資料 21-1 の図及び参考 21-1 と表記しております前回の本審議会資料でございます。資料の 過不足はございませんでしょうか。よろしくお願いいたします。

それでは、「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金事業の実施に係る児童扶養 手当システムの改修等について」、ご説明いたします。

2ページをご覧ください。目的でございますが、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・ 特別給付金事業を適正に実施するためでございます。

事業内容でございますが、本事業は子どもの貧困に対応するため、未婚の児童扶養手当受給

者に対する臨時・特別給付金事業を全国的に実施することになり、11月分の児童扶養手当の 受給者のうち、未婚のひとり親に対して、17,500円の給付金を同手当に上乗せし支給す るものです。なお、本事業にかかる目的外利用につきましては、今年度第1回本審議会におい て、ご承認いただいてございます。

本事業は、既存の児童扶養手当システムを活用し、申請者の管理等を行いますが、臨時・特別的な新規事業であるため、事務の効率化及び円滑化や二重支給の防止を図るため、システム 改修を行うものです。

改修内容は、申請者の管理機能や、臨時・特別給付金支給可否と児童手当現況届情報との突 合機能など5つの機能の追加でございます。

資料21-1の図をご覧ください。こちらの図が個人情報の流れになってございますが、オレンジ色で囲った1から5の部分が、主なシステム改修の内容となってございます。

資料21の3ページにお戻りください。個人情報処理システム開発・変更関係についてでございます。一番下の開発等を委託する場合における個人情報保護対策ですが、運用上の対策として、区と委託先の契約書には特記事項を付し、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させます。また、システム開発及び変更作業は、改修のプログラムを委託先で作成し、そのプログラムを区のサーバに適用させ、データの持出しは行いません。また、委託先が実施する検証作業はテストデータを使い、実データを使用した検証作業は区職員が行い、個人情報を取り扱わせません。また、委託先がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施させます。

システム上の対策といたしましては、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなど保護対策を講じます。また、ウィルス感染等がないよう、ウィルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させます。また、OSのセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性をついたサイバー攻撃からの情報漏えいを防止させます。また、職員がシステムを使用する際には、ID・パスワードによる認証及び利用者管理を行い、システム管理者より許可された職員以外は操作できない設定を行います。また、システムのアクセスログ監視による不正アクセス対策等、セキュリティ管理を実施いたします。

5ページをご覧ください。本業務の委託についてでございますが、委託先は株式会社電算で ございます。

委託に伴い事業者に処理させる情報項目は、保守業務におきまして、申請者に係る氏名等の

情報項目を取り扱う場合がございます。

委託理由は、上記委託先は本システム開発事業者であり、システムの改修業務及び保守業務 を安全かつ効率的に行うことができるためでございます。

委託の内容は、システム改修業務及び保守業務です。

委託に当たり区が行う情報保護対策及び6ページの受託事業者に行わせる情報保護対策につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

【会 長】情報セキュリティアドバイザーの意見について、事務局から報告してください。【区政情報課長】セキュリティアドバイザーの意見一覧をご覧いただきたいと思います。

1行目でございますが、意見の内容といたしましては、システム改修及び業務委託ともに、システム上の必要となる対策は十分にとられているというご意見です。担当課のほうの対応ですけれども、システム改修時の実データを使用した検証作業は、区が行うなどの情報保護対策を徹底するということでございます。以上です。

【会 長】ご質問かご意見ございますでしょうか。藤原委員。

【藤原委員】今回、消費税の増税、税率引き上げに伴ってということで、子どもの貧困に対応するためとあります。そもそも子どもの貧困を促進するような消費税の増税自体がよろしくないと私は考えているのですけども、それはちょっとさておき、システムのことで、これからもいろいろな形で何らかの臨時的な、特別的な新規事業というのが起こり得ると思うのですが、それが起こるたびに毎回こういう形で、システムをつくっていくというような形になるのかお聞きしたいのですが。

【子ども家庭課長】やはりいろいろな形の新しい施策というのが、国のほうから示されてくるかと思いますが、実際に手作業で処理ができるようなレベルのもの、またはシステムを使って適正に間違いなく行う必要があるもの、その状況に応じて判断を行っていきたいと思っております。

【会 長】藤原委員。

【藤原委員】何か汎用的なものをつくって、それを活用するようなことは技術的に困難、法律 的に困難なのでしょうか。

【会 長】子ども家庭課長。

【子ども家庭課長】例えば今回の児童扶養システムという基本のシステムの中で、改修を行う 形になっておりますが、示される特別措置の内容がまちまちでございますので、汎用的のもの という考えはございません。

【藤原委員】分かりました。ありがとうございます。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。ないようでしたら、諮問事項です ので、承認ということにいたしますが、よろしゅうございますか。

では、本件は承認ということで終了いたします。

次は、資料22「保育業務システムの改修等について」であります。それでは、資料をご確認の上、内容をご説明ください。

【保育課長】それでは、諮問・報告事項の2番「保育業務システムの改修等について」、ご説明いたします。関連する課は保育課、保育指導課、学校運営課の3課になります。私は保育課長でございます。それでは、3課を代表しまして、私から説明をいたします。

資料につきましては、資料の22が全体で8ページのもの、それから22-1、A4横のカラー刷りのものになります。それから22-2、A4縦1枚。そして、参考としまして22-1、こちらが国の無償化の制度の概要について説明したものでございます。

それでは、資料22に沿って説明をしてまいります。件名は、保育業務システムの改修等についてです。資料をおめくりいただきまして、事業の概要です。子ども・子育て支援法の一部改正により、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、特定教育・保育施設等の基本保育料の無償化、これはつまり保育園・こども園・幼稚園等の基本保育料の無償化、それから区の確認を受けた認可外保育施設等の利用に関する給付制度が創設されたこと、この2点が今回の制度改正のポイントとなっております。これに伴いまして、以下の(1)から(3)に掲げたような業務を、区が行うということになります。

- (1) としては、特定教育・保育施設等を利用する、無償化の対象となる基本保育料の無償化。
- (2) として、1つ目は、認可外保育施設等を利用する子どものうち、対象児童について、保育の必要性の認定を行い、認定をした対象者の管理を行う。それから、(2) の2として、その対象者が施設等、対象の施設の事業を利用した場合に給付を行います。
- (3) として、特定教育・保育施設等を利用する3歳から5歳児クラスの子どもの食材費の 免除対象者の判定を行います。今般、国が食材料費については、無償化の対象外しております が、一定の範囲内で費用が免除されます。この点についての判定を行うというものでございま す。

以上、1から3までの取組みを行うために、現行の保育業務システムを活用して、事務の効

率化や確実性を向上させる必要があるため、改修を行うものでございます。

対象者数としては、全体で7,000人程度を想定してございます。

1枚めくっていただきまして、保育業務システムの改修についてです。こちらは諮問事項となります。3段目の記録される情報項目というところで、2の記録項目、資料22-2をご覧ください。こちらで、今回追加する項目について、赤字で示しております。全く新しい情報をここで扱うというよりは、これまで保育園・子ども園・幼稚園等を利用してきた利用者を管理するに当たって、あるいは給付を管理するに当たって、これまでの記録項目に、今回認可外の保育施設等の利用も加わった点で項目が増えているというところでございます。

戻りまして、新規開発・追加・変更の理由と内容につきましては、事業概要での説明と重複 しますので省略いたします。

また、開発等を委託する場合における個人情報保護対策につきましては、運用上の対策とシステム上の対策、それぞれ記載した内容の対策を実施してまいります。

強いて申し上げますと、運用上の対策の5番、実データを使用した検証作業、こちらは区職 員が実施するということにしております。委託先には、必要な支援を行っていただくというこ とでございます。

めくっていただきまして、新規開発・追加・変更の時期です。10月からの保育料計算等から始まりまして、来年の3月の給付実績データ作成まで、大きく3段階に分けての手順がございます。

1枚めくっていただきます。こちらは報告事項になりますが、「保育業務システムの改修等の 業務の委託について」です。3段目の委託先は、日本事務器株式会社でございます。

委託理由としまして、この委託先は本システムの開発事業者ということで、システムの改修 業務及び保守業務を安全かつ効率的に行うことができるため、こちらの事業者に委託をするも のでございます。

以下の委託の内容、開始時期、それから個人情報保護対策については、先程の説明と重複い たしますので省略をいたします。

私からの説明は雑駁ですが、以上となります。

【会 長】情報セキュリティアドバイザーからの意見について、事務局からお願いいたします。

【区政情報課長】セキュリティアドバイザー意見一覧ご覧ください。 2 行目でございます。 先程と同様の意見でございますが、システム改修、業務委託ともに、必要となる対策十分と られているということです。

担当課の対応といたしましては、実データを使用した検証作業については、区が行うなどの 保護対策を徹底するということで記載がございます。以上です。

【会 長】それでは、ご質問かご意見ありましたらどうぞ。藤原委員。

【藤原委員】委託に当たり、区が行う情報保護対策の中で、6番のところ、データ移行(セットアップ)等の作業には、区職員が立ち会うとあるのと、それから次のページの受託事業者に行わせる情報保護対策の5番のところで、USB等の記録媒体に接続させないように、区の職員の立会いに応じさせるとありますが、具体的には、実際に作業をやっている間にずっと一緒にいるということでしょうか。それとも、時々見に行くというようなことになるのでしょうか。

それと、あと次のページの、接続させないように云々に関しては同じように、どのような形で立会いをするのか、教えていただきたいと思います。

【会 長】ご説明ください。

【保育課長】今ご質問の事業者への立会いの程度についてですけれども、必ずしもずっと作業中に区職員が立ち会うというものではございませんが、作業の開始に当たって、そういった機器等を携帯していないかどうか、あるいは、既に設置してしまっていないか。そういったところを確認した上で、以降は適宜その状況を確認するというものでございます。

【会長】よろしいですか。

【藤原委員】適宜というのは、例えば抜き打ち的に時々見に行くみたいな、そういうことを意味するのですか。

【会 長】ご説明ください。

【保育課長】作業は、執務室で行うところでございまして、それほど離れているところではありません。常に目に映る範囲には作業員がいますので、そこで確認するということです。

【藤原委員】分かりました。ありがとうございます。

【会 長】要するに、庁舎内で作業させるということですか。

【保育課長】さようでございます。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございませんでしょうか。ないようでしたら、本件については、改修については諮問事項ですので承認、それから業務委託については報告事項ですので、 了承ということで終了いたします。よろしゅうございますか。

では、本件は諮問事項については承認、報告事項については了承ということで終了いたします。

それでは、次に資料23「地域支え合いのまちづくり普及啓発シンポジウム及び関連講座の 運営業務の委託について」であります。

それでは、説明者は説明する前に資料を確認した上で内容をご説明ください。

【地域包括ケア推進課長】地域包括ケア推進課長でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。

初めに資料の確認をさせていただきます。この23につきましては、資料2つご用意しております。1つ目が情報公開・個人情報保護審議会の報告事項、資料23と書いてあるものでございます。もう1つが資料23-1といたしまして、個人情報の流れのイメージ図を図示したものをお配りしております。よろしいでしょうか。

では、早速ですが、資料のご説明に入らせていただきます。件名につきましては、「地域支え合いのまちづくり普及啓発シンポジウム及び関連講座の運営業務の委託について」でございます。

資料23の、おめくりいただいて2ページをご覧ください。目的でございますが、地域包括ケアシステムを推進するために、地域の高齢者の居場所、見守りの拠点として、住民主体で介護予防や交流を行う「通いの場」、これを増やしていくために、普及啓発シンポジウム及び関連講座を実施するものでございます。

対象者は、こちらに記載のとおり、シンポジウム、関連講座とも、それぞれ区内で活動される個人の方等としております。

事業内容でございます。上から1段落目、2段落目については、これまで申し上げたとおりでございますが、3段落目でございます。本事業は、地域包括ケアシステムの推進分野において、団体の支援やネットワークづくり、また担い手の養成等といった高い専門性と経験を要する事業であることから、豊富なノウハウと経験を備えた事業者に委託し、実施をするものでございます。

内容としまして、1番から4番まで記載をしてございます。1番が地域支え合いのまちづく りの普及啓発シンポジウムで、こちら企画、運営、開催を行わせることと、(2)でございます が、チラシの作成のほか、申込受付及び返信を事業者に行わせることを予定しております。

2番が関連講座としまして、既に活動を始めている方向けが2回、それから(2)に書いて ございます、これから新規で活動を始めようとする方向けが4回ということで、計6回予定を しております。これについてもシンポジウムと同様、企画、運営、開催からチラシの作成、ま た申込受付と通知まで事業者に行わせることを予定しております。そのほか、アンケートの実 施や事業報告を行わせるといった業務内容となっております。

ここで、資料23-1をご覧いただければと思います。ただいま申し上げましたとおり、こちら事業者のほうに申込みの受付けと通知を委託しますので、個人情報の流れとその際の情報セキュリティについて図示したものとなっております。

まず、1番左側がイベント・講座の申込者になっておりますが、申込みの方法はPC・スマートフォンによる申込みと、ファクス・はがきによる申込みと、幾つかの手段がございます。PCやスマートフォンでの申込みにつきましては、レンタルサーバを事業者が調達いたしまして、このサイト内で申込みを受け付けます。この申込フォームの中で申込みを受け付けまして、自動返信機能で、申込みをしたといった通知を申込者に行います。この申込者情報を、先程申し上げました講座やシンポジウム、それぞれの単位で蓄積をいたしまして、こちらを受託事業者が自社のパソコン、この表の中では下のほうの緑色で囲ってございますが、こちらのほうでダウンロードするといった手続を予定しております。この申込者情報につきましては、それぞれ終了後に、直ちにこのサーバから削除いたします。

その他、ファクス・はがきによる申し込みもございますが、それぞれ申込みが済んだ段階で、 受託事業者のほうから、PC・スマートフォンによって申し込んだ方には、電子メールによっ てその後の通知を差し上げる。ファクス・はがきの方には、はがきで通知を差し上げるといっ たことを予定しております。

さらにその後、シンポジウム等開催当日でございますが、ここでは紙媒体で申込みをされた 方の名簿を用意いたしまして、当日の受付けをするといった流れとなっております。

なお、それぞれの段階における情報対策、セキュリティ対策につきましては、黄色く塗って ある吹き出しの中に赤い字で書いてございます。後ほどここについては、触れさせていただき ますので、ご参照いただければと思います。

続きまして、資料23にお戻りをいただきまして、3ページをご覧ください。

業務委託の内容でございますが、登録業務の名称は、先程申し上げたとおりでございます。 委託先が、株式会社エンパブリックという会社でございます。*印で書いてございますが、 申込サイト・メール等を活用した業務委託に係る受託事業の要件、こちらを満たす事業者であ るということを担当課で確認しております。

個人情報の項目でございますが、氏名、住所、電話番号、それから参加区分、参加希望日、 メールで申し込んだ方にはメールアドレス、ファクスで申し込まれた方についてはファクス番 号、その他参加結果等々の情報を収集する予定でございます。 処理させる情報項目の記録媒体は、これも先程23-1でご説明いたしましたが、紙及び電磁的媒体となります。

委託理由については、先程触れましたので、省略させていただきます。

委託内容についても、同様でございます。

委託の時期でございますが、令和元年の9月2日から2年の3月31日までとさせていただいております。こちら地域活動者向けの講座を10月から開催させていただいているということで、既に事業者のほうとは、委託の手続を進めさせていただいているところでございます。

本日いただいた意見につきましては、事業者と調整をしながら、可能な限り反映をしていき たいと考えております。

次に、下段でございますが、運用上の対策、情報保護対策について記載をしております。

1番、情報セキュリティポリシー及び区の個人情報保護条例を遵守させること。

また、委託の間に収集した個人情報は、全て紙または電子データで区に提出させるとともに、 サイト内では募集終了時に消去。その上で、パソコン上のデータもシンポジウム及び講座終了 後に消去した上で、区に報告をさせることといたします。

3番、研修等を実施させますが、これについても実施状況等を担当課で確認しております。 また少し飛びますが、6番ですが、参加者にメールを送信する際は、専用アカウントを使用 し、送信先のメールアドレスをBCCに設定させるよう指導いたします。これにつきましても、 詳しい手順書等を事業者と確認する予定となっております。

システム上の対策も、こちら4ページに記載のとおりでございます。ID・パスワードによる管理や、それからファイアウォールの設置等々、こういった対策を万全に行ってまいりたいと考えております。

また、最後に受託事業者に行わせる情報保護対策でございます。基本的にこれまで申し上げたことを受託事業者側に徹底をさせるわけですが、この中でも5番、専用アカウントを使用した電子メールの送信時は、複数名で送信先・送信内容・添付ファイルを確認させ、区に報告させること。また、個人情報を持ち出す際には、区の個人情報事故対応マニュアルの中で、チェック項目ございますが、これをしっかりと確認、遵守させるといったような指導を徹底してまいります。

雑駁ではございますが、説明は以上でございます。

【会 長】情報セキュリティアドバイザーの意見を、事務局のほうからお願いいたします。【区政情報課長】セキュリティアドバイザー意見一覧の3行目ご覧ください。

必要となる一定の対策はとられているものの、さらに以下の内容について助言をするという ことでご意見がありました。

参加者にメールを送信する際は、専用アカウントを使用し、送信先のメールアドレスをBCCに設定させるよう指導するということになっているが、ルールが徹底されずに、誤ってTOに設定して誤送信の事例が様々な事業者で散見される。送信前に、複数名で送信先・送信内容を確認してから送信する、運用をするとともに、業務の開始前に区と委託先双方でオペレーションを確認することという意見が出されております。先程担当課長ご説明がありましたけれども、一斉送信する際にBCCに設定することを仕様書に明記をし、またメールの送信時に複数名で確認することと、それを業務の開始前に、委託先に手順書を作成させるというようなことを対応として回答いただいております。

また、参加者にメールを一斉送信する業務は、シンポジウム及び講座の開催前の全7回であるが、手順どおりに事故なく送信したことを、その都度区に報告させるというような回答をいただいております。

「申込サイト・メール等を活用した業務委託に係る受託事業の要件の目安」と、それから「システムに係る再委託の取扱いについての目安」という資料を、事前の送付資料の中に入れさせていただいております。内部の目安ということで、作成したものです。

まず、申込みサイトの受託事業者の要件といたしましては、個人ごとに情報へのアクセス制御の対策を実施している。あるいは、ウィルス対策が万全である。もしくは、第三者認証を受けている事業者であるというようなこと。また、その事業の要件といたしましては、申込者とのメールの送受信を行う場合は、原則として申込サイトのウェブメール機能を使うというようなことを原則とする。あるいはシステム上は、サーバの管理のリスク対策として、ファイアウォールの内側にそのサーバを置く。あるいは、バックアップを定期的にとるというようなことを目安にしてございまして、それを満たしているというようなこと要件としております。

今回この委託先の事業者のサーバについては、レンタルサーバを使用しているところでございますけれども、再委託かどうかを区のほうが内部で検討したところ、委託先はあくまでも業務の中で使うデータセンター、あるいはレンタルサーバの提供だけを利用するということで、区の事務局としましては、再委託には当たらないということで、再委託のご報告の資料はつくっておりません。ただし、情報セキュリティ対策は、必ず委託先を通じてチェックをさせるということは徹底させてまいります。以上です。

【会 長】ご質問かご意見ありますか。三雲委員

【三雲委員】この株式会社エンパブリックという会社の主な事業について教えていただきたい ことと、あとこの会社を選定するに当たっての経緯について、教えてください。

【会 長】ご説明ください。

【地域包括ケア推進課長】こちらの会社は東京都のほうでも、今こういった地域での支え合いを振興しようということで、ホームタウンプロジェクトといった事業を推進してございます。 こちらを受託している事業者、幾つかございますが、この中の1つです。特にこういった地域での担い手の育成、それから団体の支援、こういったところに強い専門性を発揮している会社でございます。こういったところから、まずこの事業者を選定したということでございます。

それから、実は23区内でも、幾つもの区でこの事業者、今回我々が検討しているような事業を行っておりまして、その中で、こういった申込サイトを実際に利用して、受付けをするといったことも複数件行っており、その中でも事故がないということを確認しております。

そういったことから、個人情報の保護についても、十分なノウハウを持っていると考え、選 定をいたしました。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問ありますか。伊藤陽平委員。

【伊藤(陽)委員】今回メール送信の話が書いてあるのですけれども、手順書を作成して、そこにメールのやりとりのことが書かれるようですけれども、具体的にどういうことが書かれるかというのが気になります。今までも事故がなかったということで、企業のほうもノウハウを持っていると思うのですけれども、2人で見て確認するというのを手順書に書いているという意味ですか。

【地域包括ケア推進課長】今、委員からおっしゃっていただいたとおりでございます。このセキュリティアドバイザーの意見の中で、特にこの複数名での送信先、送信内容の確認が重要であろうといったご意見をいただいておりますので、その他のセキュリティについても、これまで十分確認をとっておりますが、特にこういったマニュアルでのオペレーション、このあたりについて、しっかりと事業者と我々の間で確認をいたしまして、徹底をさせた上でその報告をさせるといったことを予定しております。

【伊藤(陽)委員】ありがとうございます。そのようにやっていただきたいと思っています。 もう1点なのですけれど、資料23-1の図の黒い7番、白い5番と書いてあるところに、 メールの送信、添付ファイル暗号化、パスワードは別メールで送付と書いてありますが、今ま では、手渡しで、紙やディスクでのやりとりというのはあると思うのですけれども、このやり 方自体を、そもそも区のほうではどのように思っているのかというのが気になります。特に添 付ファイルを送るというのは、あまり推奨されていない。ずっと残ってしまうというリスクが 実はあるので、どこかサーバに一時的に置いて、次の日には消除する方法や、パスワードがな いとダウンロードできませんというやり方のほうが、むしろ残らないからいいといったやり方 などもあると考えるのですが、このやり方自体を、どのように思っていますか。

【会 長】ご説明ください。

【地域包括ケア推進課長】ここにつきましては、冒頭で申し上げましたとおり、今回メールでの申込みの方もいらっしゃるということで、それについての情報をしっかりと電子データで、メールアドレスを含めて把握したいということで、このようなやり方とさせていただきました。今、委員からご提案いただいたような方法もございますが、今回はしっかりと、区のほうに送信をさせた後、受信の確認した上で、事業者のほうにはその都度直ちに消去をさせるといったことをしまして、安全の確認をとっていきたいと考えております。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤(陽)委員】ありがとうございます。

この消去するというのは、そのメール自体はそもそも残ってしまうので、メール自体にパスワードとか、添付ファイルが付随しているため、それをメールサーバから消さないと残ってしまう。どちらかというと、サーバに一時的にアップしてすぐ消えるような仕組みのほうが安全だと思っているので、この方法以外にも検討していただければいいかなとも思います。僕もわざわざ手渡しでやりとりするというのは、ちょっと非効率だと思っているので、このようなやり方がむしろいいと思っているのですけれど、ほかのやり方もないかということは、できれば確認をしていただきたいと思っています。ちゃんと消除していただけるのであれば、安全だと言えると思うので、ほかの方法もないかというような確認はできますか。

【会 長】どうですか。説明してください。

【地域包括ケア推進課長】ありがとうございます。

事業者に確認をいたしまして、ご提案のような方法をもしできれば、そのようにさせていただきます。もしできなければ、今回につきまして、先程申し上げたように、可能な限りデータの消去をしっかりとやって、我々としても確認をとるということで、次回以降検討ができれば、今ご提案いただいたような方法も採用について考えていきたいと思います。

【会 長】ほかに、ご質問かご意見ございますでしょうか。なければ、業務委託については 報告事項ですので、了承ということで終了いたしますが、よろしゅうございますか。

では、本件は了承ということで終了いたします。ありがとうございました。

次は、資料24「住民基本台帳ネットワークシステムの外部結合について(情報項目の追加)」 であります。

それでは、説明者は資料を確認した上で、内容をご説明ください。

【戸籍住民課長】戸籍住民課長です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず資料の確認をさせていただきます。最初に、お手元の資料 24、「情報公開・個人情報保護審議会、諮問・報告事項」。続きまして、資料 24-1、「住民票等への『旧氏併記』の概要」、カラー刷り、A4 判縦のものになります。続きまして、資料 24-2、A4 の横判になりますが、住民基本台帳ネットワークシステム概要図になります。続きまして、資料 24-3、A4 縦、カラーの、結合形態概要図。最後になりますが、資料 24-4、「住民基本台帳ネットワークシステムの外部結合における情報項目」。以上が資料になります。よろしいでしょうか。

では、1ページ目に戻りまして、「住民基本台帳ネットワークシステムの外部結合について」、 今回の情報項目の追加について、ご報告をさせていただきます。

今回追加する項目につきましては、資料24-1をご用意いただければと思いますが、住民票等への『旧氏併記』の概要になります。今回、いわゆる旧姓を住民票等に併記することになりまして、こちらを住民基本台帳ネットワークシステムによる外部結合に追加するということでございます。

まず、こちらの資料24-1の制度の概要について、簡単にご説明をさせていただきます。 女性活躍の推進の観点から、令和元年11月5日から住民票、マイナンバーカード等に旧氏 の記載を可能とする制度改正が実施されることになりました。

こちらの住民票及びマイナンバーカード等に、本人からの申し出によりまして、旧氏、旧姓ですね。過去に称していた氏であって、戸籍または除かれた戸籍に記載されているものを併記することができるということになりました。こちらは、住民票の写し、マイナンバーカード、通知カード等々が対象になるということになります。

こちらにつきましては、その下になりますが、住民票に旧氏併記の申し出をした方につきましては、住民票の写し、通知カード及びマイナンバーカード等において、旧氏の記載を省略することはできないというあわせた規定になっております。参考に住民票、マイナンバーカードのこういったところに旧氏が記載されることを例示しています。

一番下になりますが、根拠法令になりますが、住民基本台帳法の施行令、電子署名等に係る 地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令及び行政手続における特定の個 人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令に規定されているというものになります。 続きまして、戻りまして、資料24の2ページ目、事業の概要をお開きください。今申し上げました旧氏の併記に伴いまして、情報項目追加になりますが、それ以外の内容等につきましては例えば事業内容、あるいは結合の相手方、情報保護対策等についての変更点はございませんが、確認のため何点かご説明をさせていただきます。

事業名につきましては、先程述べたとおりになります。

目的につきましては、法令に基づく電気通信回線を通じて行う情報の送受信を確実かつ効率 的に行うためということで、対象者、こちらは記載のとおりとなっております。

事業内容、こちらは令和元年11月5日から、制度改正の施行に伴いまして、実施となります。

結合の内容につきましては、中段にあります①から⑤の内容になります。①の本人確認情報の送信、②番目に送付先情報の送信、③番目に個人番号カード等による転入届の特例があった場合に行う転出証明書情報の送受信、④番目が広域交付住民票の交付に係る情報の送受信、⑤番目に公的個人認証申請者情報の送信及び電子証明書情報の受信の5点となります。

お手元の資料24-2、A4の横、住民基本台帳ネットワークシステム概要図をお出しください。

今5点申し上げましたが、こちらの一番左のほう、新宿区の住民情報システム、こちらのほうから住基ネットCS、コミュニケーションサーバを通しまして、住民基本台帳ネットワークを通して①東京都、②が右側にあります地方公共団体情報システム機構、J-LISと呼ばれていますが、こちらのほうヘカードの管理システム、⑤が公的個人認証システム、そして左下のほうになりますが、他区市町村と③、④の内容について連携・結合していくという内容になっております。

また、おめくりいただきまして、資料の24-3、こちらが結合の形態概要図になります。 ①から裏面の⑤まで、このような形で結合していくという内容について図示したものになって おります。後ほどご確認をいただければと思います。

続きまして、おめくりいただきまして、資料24-4、こちらが外部結合における情報項目になります。今回、従来承認いただいています内容に旧氏が新たに加わるということを記載したものになっております。

戻りまして、資料 2 4 の 3 ページです。こちらは、電子計算機の外部結合関係の資料になります。

太ゴシックの下線があるもの、こちらが平成26年度第6回及び平成30年度第7回の本審

議会承認事項からの変更内容で、旧氏についてそれぞれ記載しているというものになっております。それ以外は、繰り返しになりますが、承認いただいた内容と変更点はございません。 私からの説明は以上になります。

【会 長】何かご質問かご意見ございますでしょうか。藤原委員。

【藤原委員】資料24-1の住民票等への『旧氏併記』の概要のところなのですが、三角の矢印の3本目、住民票に旧氏併記の申し出をした者は、住民票の写し、通知カード及びマイナンバーカード等において、旧氏の記載を省略することはできないとありますが、これは技術的なものでできないのでしょうか。それとも、何らかの理由によってできないのでしょうか。旧氏の記載をしたい場合、したくない場合、そのときどきの状況によっていろいろ変わり得ると思うのですけれども、記載省略することができない理由をお聞かせください。

【戸籍住民課長】こちらのほうにつきましては、法令ということで来ておりますので、区のほうで選択して記載できる、できないということで判断できるものにはそもそもなっておりません。

あと、背景としましては、委員がおっしゃったように、場面、場面によって使い分けたいというのがあるのかもしれないのですが、むしろそういったことがないように、旧氏なら旧氏で本人の確認ということに今後なりますので、申し出があった場合、記載するものについては、こちら全てに記載をしていただくというような考え方になっていっていると理解しております。 【藤原委員】分かりました。ありがとうございます。

【会 長】ほかに、ご質問かご意見ございますでしょうか。

【区政情報長】セキュリティアドバイザーの意見について、報告します。意見一覧をご覧ください。意見一覧の4行目になります。

必要となる一定の対策はとられているものの、さらに以下の内容について助言をするということで、住基ネットワークを介した他機関との情報の送受信に当たっては、ファイアウォールを設置することで、外部からの不正アクセスを防止することができるが、ファイアウォールは、内部ネットワークを信頼することによる境界防御を基本としている。そのため、最新のウィルス対策ソフトの導入など、内部のセキュリティ対策の定期的な見直しを行うことを推奨するということでした。それに対しまして、担当課の回答ですが、本事業で使用するサーバ及び端末には、端末起動時に、その都度最新のウィルス対策ソフトが自動的に適用される仕組みになっているということ、また、セキュリティパッチについては、年に数回最新版のものが公開され次第、情報システム課と連携し、端末ごとに更新作業を行っているとの回答をいただいており

ます。以上でございます。

【会 長】では、今のアドバイザーの意見も考慮した上で、本件は了承ということでよろしゅうございますか。

本件は了承ということで、終了いたします。ご苦労さまでした。

次に、資料25「住民異動届等入出力処理業務等の委託について(情報項目の追加)」であります。

それでは、説明をお願いいたします。資料を確認した上でご説明ください。

【戸籍住民課長】引き続きご説明させていただきます。

まず、資料の確認です。資料 25、件名「住民異動届等入出力処理業務等の委託について(情報項目の追加)」です。続きまして、資料 25-1-1、「住民異動届等入出力処理業務に係る個人情報の流れ」というカラーのA 4 横の資料。そして、資料 25-1-2、「マイナンバーカード交付予約受付等業務に係る個人情報の流れ」。最後に、資料 25-2、A 4 縦の「業務委託により事業者に処理させる情報項目」。資料は以上となります。よろしいでしょうか。

では、1枚目に戻りまして、件名は先程申し上げましたとおりの内容になっておりまして、こちらも報告事項、条例の第14条第1項に基づく業務委託の報告事項ということでございます。2ページ目をお開ききださい。事業の概要でございます。今回住民異動届等入出力業務等の委託ということで、情報項目の追加につきましては、先程資料24の中でご説明させていただきました旧氏の併記、こちらにつきまして、業務委託の中で旧氏扱うことになりますので、そちらの追加ということになります。

内容等につきましては、従来と変更点ございませんが、確認のため、ご説明させていただき ます。

目的につきましては、住民票等に旧氏を併記することを可能とする制度改正により、現行の 委託業務において、旧氏を処理させる必要が生じるため、委託事業者に処理させる情報項目を 追加することにより事務の効率化を図る。

対象者につきましては、新宿区住民基本台帳に記録されている者ということです。

概要につきましては、令和元年11月5日から、制度改正により実施されることとなります。 これによって、現在委託している以下の(1)、(2)の業務について、旧氏の情報項目を取り 扱う必要が生じたため、受託事業者に処理させる情報項目を追加するということでございます。 1点目が住民異動届等入出力処理業務委託、2点目がマイナンバーカード交付予約受付等業務 委託ということになります。 ここで、資料 25-1-1 をご覧ください。こちらが(1)の住民異動届等入出力処理業務に係る個人情報の流れになります。

左の区民の方から、住民異動届等の提出が窓口等であった場合につきまして、戸籍住民課の職員がこちらの届の受理をいたします。これを受けまして、住民異動届等の提供を委託事業者、右側になりますが、そちらのほうへ提供いたしまして、委託事業者のほうで、④住民異動届等の内容の入力・転出証明書の出力を行い、また⑤になりますが、必要に応じて住民票の写し、印鑑登録証明書及び記載事項証明書の出力等を行います。これを行うに当たっては、一番右になりますが、庁舎内の区のパソコン、住民情報オンラインシステムを使用して行うという流れになっております。この後、⑥になりますが、住民異動届等の返却・出力物の提出を行いまして、最終的には区の職員で内容を確認し、区民の方に転出証明書等を交付するという流れになっております。こちら内容等については、変更点はございません。

続きまして、資料 25-1-2、「マイナンバーカードの交付予約受付等業務に係る個人情報の流れ」について、確認をさせていただきます。

工ちらは、戸籍住民課のほうで、①、一番上になりますが、個人番号カードの交付通知書の郵送を区民の方に行います。これを受けて、区民の方から、②になりますが、交付の予約、来庁日時、場所の予約ということで電話が入ります。この電話につきまして、委託事業者のほうで、③になりますが、交付予約の受付け、そして④の予約内容の入力を、区の個人番号カード交付管理システムのほうに入力をしてもらいます。続きまして、⑤、左下になりますが、区民の方から後日書類の提出を受けまして、⑥委託事業者によりまして、書類の受領・本人確認書類の複写、そして、⑦になりますが、区職員への引継ぎということで、最終的に⑧になりますが、区のほうで本人確認を行いまして、マイナンバーカードの交付という一連の流れになっております。こちらの双方の業務の流れの中で、旧氏の取扱いを行わせていただくというのが今回の変更点になっております。

続きまして、資料 25-2 になりますが、業務委託により事業者に処理させる情報項目、(1)、(2)、それぞれの委託につきまして、旧氏を追加させていただいているという内容になっております。

また、戻りますが、資料25の3ページです。業務委託になりますが、こちら太ゴシック、 下線のところが平成21年度の第7回本審議会の了承事項からの変更内容ということで、それ ぞれ記載をさせていただいているものになっております。

説明については、以上となります。

【会 長】何か、ご質問かご意見ございますでしょうか。須貝委員。

【須貝委員】審議会としての本質的な質問ではございませんが、資料の25の3ページの委託 先のところで、相手方は入札により決定すると書いてあるのですけれども、今回は単に情報処 理項目の追加だけなので、入札は要らないのではないかと思うのですけれども、その辺はいか がなのですか。

【会 長】では、ご説明してください。

【戸籍住民課長】こちらにつきましては、通常のこの事業の概要としましては、業者を決めるに当たっては、入札により決定しますということで、*印に書いてありますが、既に入札は行っておりまして、今現在は、りらいあコミュニケーションズ株式会社というところに決まっております。こちらの委託期間が切れるまでは、この業者さんに引き続きお願いするという予定になっております。

【須貝委員】新たに入札をやるものではないのですよね。

【戸籍住民課長】はい。そのとおりです。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

基本的な質問ですけれど、旧氏が複数ある方いると思うのです。そういう扱いはどうなるのですか。例えばあるときはAにして、次のときはBに変えてとか、何かいろんなことができるのか、少し疑問なのですが、いかがでしょう。

【戸籍住民課長】こちらの制度につきましては、今回初めて採用される制度になりますので、 最初に旧氏を登録したいというお申し出のときは、過去の旧氏、どの時点の旧氏を登録してい ただいても構いませんという内容になっております。

ただし、一度登録いただいた氏につきましては、いわゆる戸籍上の氏、姓が変わらない限りは、ずっとそちらを登録いただく。もしくは、もうこの旧氏は使いませんということで、それを抹消するということはできるのですが、抹消した場合は、さらに戸籍上の氏が新たに変わる。例えば結婚する。あるいは離婚するといったことがない限りは、一度抹消した氏については、新たに登録はできないという内容になっております。

【会長】分かりました。

ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。ないようでしたら本案も報告事項ということで、本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

次は、資料26「通知カード・個人番号カード関連事務の委任等について(情報項目の追加)」であります。それでは、前と同じように、資料を確認した上で、ご説明ください。

【戸籍住民課長】引き続き、説明させていただきます。

それでは、資料 26 になります。資料といたしましては、資料 26-1 「市区町村における個人番号カードの交付業務フロー(交付時来庁方式)」、A 4 カラー横のものになります。それと、続きまして、資料 26-2 「委任に伴い事業者に処理される情報項目」。資料につきましては以上となりますが、よろしいでしょうか。

では、説明に移らせていただきます。資料26、冒頭になりますが、件名が「通知カード・個人番号カード関連事務の委任等について(情報項目の追加)」ということで、条例の根拠は、条例第14条第1項、業務委託、再委託の報告事項ということになります。

おめくりいただきまして、事業の概要になります。今回、情報項目の追加につきましては、 先程来ご説明を差し上げております旧氏、住民票等への旧氏併記の追加項目ということになり ます。

内容等につきましては、特にそれ以外の変更点はございませんので、再度確認をさせていただきますが、目的につきましては、地方公共団体情報システム機構に委任して行わせている「通知カード・個人番号カード関連事務」において、住民票等に旧氏を併記することを可能とする制度改正により、旧氏を処理させる必要が生じるため、委任先に処理させる情報項目を追加することにより事務の効率化を図るということで、対象者につきましては、新宿区住民基本台帳に記録されている者。

事業内容につきましては、1番概要になりますが、住民基本台帳法施行令等の関係政省令の改正により、令和元年11月5日から制度改正が実施されることになったということで、平成26年総務省令第85号第35条第1項の規定によりまして、地方公共団体情報システム機構に委任して、事務処理を行わせております「通知カード・個人番号カード関連事務」において、旧氏の情報項目を取り扱わせる必要が生じたため、委任先及び委任先が委託する事業者に処理させる情報項目を追加するというものでございます。

資料26-1をお開きください。こちらは、出典が平成26年10月24日の総務省からの都道府県説明会資料になりますが、市区町村における個人番号カードの交付業務フローということで示されたものになりまして、一番上が住民の方、区民の方。そして、市区町村住所地ということで各自治体。こちらのほうから、下から2段目のところが、機構に、そして最後が、機構から再委託されています事業者ということで、それぞれの事務の内容が記載されているもので、ご確認いただければと存じます。

続きまして、資料の26-2、次のページになりますが、委任に伴い事業者に処理させる情

報項目ということで、こちらの業務委託の中に、最後になりますが、旧氏を追加させていただ くという内容になっております。

戻りまして、資料26の3ページです。こちらが、通知カード・個人番号カード関連事務の 委任についてということで、太ゴシックのところが、平成26年度の第6回本審議会の了承事 項からの変更内容ということで、旧氏について変更点を記載させていただいております。

また、おめくりいただきまして、5ページになりますが、こちらは機構、J-LISのほうからさらに委託している内容等について、同じくゴシック体で記載させていただいているというものになっております。それ以外の変更点についてはございません。

説明については、以上になります。

【会 長】ご質問かご意見ございましたら、どうぞ。ないようでしたら、本件は業務委託と この再委託でございますけれども、これも報告事項ということで、了承ということでよろしゅ うございますか。

では、本件も了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

【戸籍住民課長】ありがとうございます。

【会 長】続きまして、資料27「一斉メール配信における業務の委託について(対象者の拡大等)」であります。それでは、説明者は資料を確認の上、内容をご説明ください。

【教育調整課長】教育調整課長でございます。よろしくお願いいたします。

資料のほうは、資料27、件名「一斉メール配信における業務の委託について(対象者の拡大等)」でございます。1ページから7ページまでございます。それと資料27-1「一斉メール配信システムに係る個人情報の流れ」ということで、A4 横のカラー刷りのものをご用意させていただきました。本日は、この2つを使いまして、ご説明のほうをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきますが、まず資料27の2ページをご覧ください。 事業名、担当課は記載のとおりでございます。

本事業の目的でございますが、区立の幼稚園、小・中学校及び特別支援学校から、防犯・防 災や事件・事故などの緊急情報等を、保護者へ一斉提供することで、園児・児童・生徒の安全 を確保するとともに、円滑な運営に資するものでございます。

対象者といたしましては、区立の幼稚園、小・中学校及び特別支援学校に在籍する園児・児 童・生徒の保護者でございます。

次に事業内容です。現在区立の幼稚園におきまして、事件・事故の情報など緊急度が高く、

園長が配信を必要と判断した情報につきましては、保護者に外部システムを活用して、一斉メール配信を行っております。この点につきましては、既に平成27年度の第8回本審議会でご了承をいただいているところでございます。

一方で、現在小・中学校及び特別支援学校におきましては、これまで学校独自に構築いたしました校務支援システムの機能を活用して、この一斉メール配信を行っておりましたが、その校務支援システムが令和2年4月、来年の4月に更新されることに伴いまして、この一斉メール配信が行えなくなることから、先程もご説明いたしました区立幼稚園において現在利用している一斉メール配信システムの対象を、区立の小・中学校及び特別支援学校まで拡大することで、引き続き小・中学校の児童・生徒の保護者に対し、緊急情報の提供を行うものでございます。

この後、流れについてご説明をさせていただきますので、資料27-1も併せてご覧いただきたいと思います。

今回の対象者の拡大に伴いまして、システムを利用する保護者につきましては、お子さんが 在籍する学校からセキュリティコードが記載された登録案内を受け取りまして、お手持ちの携 帯端末等からシステムにアクセスし、利用に必要な情報、この場合学年や組、それから児童・ 生徒の保護者氏名を入力していただきます。そうした利用に必要な情報を入力し、その際システムにアクセスしたメールアドレスにつきましては、自動的に登録される仕組みになっている ものでございます。

そして各小・中学校におきましては、インターネットの利用を通じて各サイトにアクセスし、 文書を作成して保護者へメール配信するほか、転校などに伴う登録者の削除等登録者情報の管理を行うものであります。

なお、現行システムにおきましては、送信専用サイトへアクセスできる端末を学校設置のパソコンに限定しておりますが、今回こちらの流れの中で、右側の赤字で記載をさせていただいておりますが、このアクセス制限を解除し、事前に区に届け出た教員の自宅パソコンや自己所有の携帯端末からも一斉メールを配信できるよう仕様を変更するものでございます。これにより、緊急事態へのより迅速な対応を図ることを目的としております。

資料27の3ページにお戻りいただきまして、委託事業者につきましては、サイトの管理、登録者情報の管理、登録者からの問合せなどにあわせてサーバの管理を行うものでございます。 今回の登録件数といたしましては、4万3,000件程度を見込んでおります。内訳といたしましては、小・中学校で約4万件、幼稚園で3,000件となるものでございます。 4ページをお開きください。業務委託内容について、ご説明申し上げます。

保有課、登録業務の名称については、記載のとおりでございます。

委託先につきましては、プライバシーマーク取得事業者を見積競争により決定するということで考えてございます。

委託に伴い事業者に処理させる情報項目といたしましては、区立幼稚園、区立小・中学校及び特別支援学校に在籍する園児及び児童・生徒の保護者に係る情報として、先程も申し上げましたが、保護者氏名、園児・児童・生徒の氏名、それから各学年・組となっております。

処理させる情報項目の記録媒体は、電磁的媒体でございます。

委託理由につきましては、一斉メール配信の維持管理において、専門知識及びノウハウを要するためでございます。

委託の内容は、こちらも先程ご説明させていただきましたが、サイトの管理に始まり、2番の登録情報の管理、登録者からの問合せ、メール配信、サーバの管理となっております。

委託開始及び期限でございますが、令和2年1月初旬から令和2年3月31日までということで、今回4月からシステムのほうが変更になるのですが、今年度中にシステムの構築をさせていただく関係から、1月初旬からの開始となっているわけでございます。

委託に当たり区が行う情報保護対策といたしましては、記載の8点について、実施をしてまいります。特に5番、システムへのアクセスに必要なID及びパスワードにつきまして、各学校・園における管理者・取扱者については、事前に区に届け出を行わせるなど、ID及びパスワードを厳重に管理してまいります。

また、パスワードにつきましては、学校が1学期、2学期、3学期と学期で分かれている関係から、学期ごとに変更をさせていただくということも予定をしております。

また、8番のところでは、メール配信の際、自宅パソコンやスマートフォン、携帯端末からは、登録者の個人情報を取り扱えないよう、こちらの点につきましては、これまで同様の学校に設置したパソコンのみ個人情報の取扱いが行えるということで、携帯端末、自宅のパソコンからはメール配信のみができるようなシステムを予定しております。

システム上の対策といたしましては、管理者サイト及び送信専用サイトにアクセスする各園・学校設置のパソコン及び自宅パソコンは、ファイアウォールを設置するとともに、スマートフォン・携帯電話につきましては、OSを最新版にアップデートするなどのセキュリティ対策を行っております。

5ページ、受託事業者に行わせる情報保護対策といたしましては、運用上の対策としまして

は、取扱者について、あらかじめ指定し、区に報告をさせると。また、収集した個人情報につきましては、委託終了後に区職員立会いのもと、消去をさせるということでございます。

システム上の対策といたしましては、一斉メール配信システムのサイトへの学校長等からの アクセスにあっては、ID及びパスワードによるログイン環境を設定させます。ファイアウォ ール等により、外部による本体サーバへの侵入を防止することなど、以下の7点につきまして 実施をするものでございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

【会長】セキュリティアドバイザーからのご意見はどうなっていますか。

【区政情報課長】意見一覧をご覧ください。一番最後の行になります。

必要となる一定の対策はとられているものの、さらに以下の内容について助言をいただいて おります。

1点目でございます。委託先のサーバについては、メールアドレスを保有することから、外部からの不正アクセスが多いことが想定されます。そのため、委託先には常に最新のウィルス対策ソフトの導入等、セキュリティ対策の徹底を求めること。

そして2点目です。今回の配信するメールについては緊急性が高い情報、重要な情報である ため、送られたメールがスパムメールとしてごみ箱に入ってしまうことなどがないよう、送信 者のドメイン認証を実施することを推奨するということです。

担当課の回答です。1点目については、常に最新のウィルス対策ソフトを導入するなど、セキュリティ対策の徹底を委託先に求めることについて、契約書に記載をいたします。

2点目、配布する登録案内の中に、メールがスパムメールと認識されないよう、保護者のほうにメール受信設定をしていただくようご案内をしたいとの回答をいただいております。以上です。

【会 長】今まで幼稚園で使っていたシステムですか。これで幼稚園の関係で、何か事故が 起こったとか、トラブルが起こったという話はないのでしょうか。

【教育調整課長】特にこれまでのところはございません。

【会 長】分かりました。

ご質問かご意見ございましたらどうぞ。三雲委員。

【三雲委員】使ってきたシステムを小・中学校にも拡充するということで、非常に必要なこと なのだろうと思うのですけれど、幾つかセキュリティの関係でお聞きます。配信サイトへのア クセスについて、学校設置のパソコン以外では取り扱えないという、制限を加えるのだという お話ですが、IDとパスの認証だと、ほかのパソコン等でも通信可能で、アクセスできてしま うのではないかと思えるのですが、そうではなくて、何か特定のパソコンからのアクセスであ るということをきちんと確認して、それ以外からのアクセスができないような仕組みというの はどのように確立されているのでしょうか。

【教育調整課長】これまでの現在使っている幼稚園のシステムにおきましては、学校からのアクセスのみで、あらかじめ指定されたパソコンからのアクセスのみで実施をしているところでございます。

今回はメール配信作業にのみ、こういった外部からのアクセスができるようになるもので、これは今もできるものなのですが、今後は、あらかじめそこの部分について、事前に登録させたものを事業者側に示し、そこからのアクセスのみ可能とさせるものです。それ以外の外部からは一切アクセスができないということも事業者側のほうに適用させます。これは他区でも同様のものを導入しておりますが、先程申し上げましたように、これまでのところ、特に不正や、悪い影響があったということを聞いておりませんので、そこの点はしっかりと対策がとれると考えております。

【三雲委員】ありがとうございます。

基本的にはそのIDとパスがあれば、届け出たPC・スマートフォン・携帯で使えるということは、もしかするとスマホの機種変更等を業者の方が行ったときには、IDやパスが同じであれば、使えるのかなと思うのですが、その辺はどうなのでしょうか。

【教育調整課長】あくまでもアクセスに関しましては、その端末というよりも、ID・パスワードがメーンになりますので、機種が変わりましてもそれは続くということになります。

【三雲委員】そうなると、IDとパスの流出防止というのが非常に大事になってくると思うのですが、基本的に自宅のパソコンであるとかスマートフォン、携帯電話となってくると、私物であるわけで、セキュリティコントロールが難しくなってくると思うのです。そこで、ファイアウォールを設置するなんていうお話もありますけれども、これは何か特定の使用コードを指定するなど、そういったことがあるのでしょうか。

【教育調整課長】まず、パスワードにつきましては、先程説明の中でも触れさせていただきましたが、毎学期、年に3回パスワードを変えます。これは必要な対象教員にお知らせするということで、最新のパスワードを知っている者のみが、それを取り扱うことができるということにしています。

またファイアウォール、これは外部より本件サーバへの侵入を防止ために、ファイアウォー

ル以外でより高度なセキュリティ対策、WAFというものがあるらしいのですけれど、そういった対策を事業者のほうにやらせるということを、契約の中で仕様に記載し、受託事業者に情報保護対策を行わせることを考えております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】ありがとうございました。3カ月ごとにID・パスワードを変更することによって、不正アクセスを防止するということですね。

【教育調整課長】学期ごとです。1学期、2学期、3学期の3学期、学期ごとなので、期間は 必ずしも3カ月とは限りません。

【三雲委員】学期ごとに変更があるということで、ID・パスワードの流出等が防止できるのだという話は分かりました。ただ、原理的にはそれが漏れてしまえば使われる。使われた場合には、学校側が意図していない情報が、そのシステムを使って保護者に伝われば、混乱が生じると思うので、しっかりとそのあたりをしてもらいたいと思います。以上です。

【教育調整課長】主に、この中で取り扱う情報としては、今日も台風がございましたが、こういった災害の際に、登校時間を繰り下げなどの対応や、あるいは運動会などの行事の中止などが、メール配信する際の中身となります。全児童・生徒の保護者に知っておいていただきたい、すぐに知って対応をとっていただきたい内容を配信することになります。

【会 長】始業式はいつでとか、例えば運動会を何日何時に行いますとか、どんどん考えていくと、イベント全部の情報、あるいは流す情報と流さない情報、学校関係で何かその特殊なイベントをその情報の中に流すとか、何かそういうことにも使われる可能性があるのですか。

【教育調整課長】今のこの一斉メールで取り扱う情報といたしましては、通常予定されているものは、あらかじめお手紙等でお知らせをしているものでございます。緊急、やむを得ず、急にそれを変更せざるを得ないような状況になった場合に、この一斉メールを使いまして、そのご対応について、全世帯、保護者のほうにその情報を流すといったものです。日常的には学校のそばで犯罪が起きたなど、そういった情報を保護者の方にもお知らせをするということで、緊急、やむを得ず状況が変化する場合に、このメール配信を利用させていただくものです。

【会 長】名前が緊急と書いてあったから、それなりに何となく感じているのですけれど、 ルールというのは、誰がどういう設定をして運用するのでしょうか。

【教育調整課長】一斉メールの配信につきましては、教育委員会事務局で一斉メール配信システム運用基準というのを定めておりまして、これをそれぞれの学校にお配りをしています。この基準に基づいて、各学校が同一基準で対応させていただくということになるものです。

【会 長】分かりました。 ほかに何かご質問かご意見ございますでしょうか。木もと委員、 お願いします。

【木もと委員】今回このアクセス可能端末を自宅パソコン、スマートフォン、携帯電話等できるようになるという話ですが、この登録者の個人情報の取扱いを制限すると先程説明がありました。

ただ、このスマートフォン、携帯等は紛失等々の可能性がある中で、登録する方は、校長、 副校長、また主任教員とか、ある程度役職を制限したり、学校ごとに人数を制限したり、その ようなことは検討されているのかどうか教えてください。

【会 長】ご説明願います。

【教育調整課長】確かにご指摘のとおり、情報取扱者に関しましては、基本は校長、副校長と 考えております。

ただ、例えば本日の台風の場合、実は朝、各学校の対応を確認しましたところ、校長、副校長が交通機関の乱れによって出勤できないというような状況があって、かわりに主任の教員が対応するといった学校も、本当に少数ですがございました。そういった各学校の実情に応じて、責任ある対応、判断を校長、副校長のもとで実施できる、個人情報を取り扱う責任を持たせられる教員を指名させていただいて、あくまでも限定的な取り扱いを行います。なおかつ、その旨を、各学校から教育委員会に事前に届け出をしていただきます。私ども教育委員会のほうも、取り扱う者も誰であるかというところについては、事前に把握ができる状況にしたいと思っております。大体各学校で校長、副校長、ほかに1名ぐらいでしょうかね。そのぐらいの人数です。

【会 長】では質問ございますか。伊藤陽平委員。

【伊藤(陽)委員】今のお話も伺ったのですけれども、アカウントが、学校という単位のアカウントで想定されていると思うのですが、学校の下に先生ごとのアカウントがあれば、問題が起きたときに、例えば保護者が携帯を落としたときなど、この人は停止ですみたいなことができると思うのですが、そういった仕組みには今なっていないのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【教育調整課長】現在は、ご指摘の、学校単位のアカウントということで、それ以外は個人の アカウントで管理はしていない状況です。

【伊藤(陽)委員】それは機能としてないから、そのようにしているということですか。

【教育調整課長】今、学校の指定端末だけでアクセスをしている状況でしたが、そういった個

別のアカウントの使用が可能であれば、それによる、よりセキュリティの向上や、アクセスした内容等について対応できるということになりますので、ぜひ確認した上で、対応が可能であれば実施したいと考えております。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤(陽)委員】ありがとうございます。

何かもし問題が起きた場合に、アカウントが分かれば、誰に問題が起きたかというのがすぐ 特定できるので、できればそうしたほうがいいと思いました。

あと、メールを送る人、管理サイトに入る人なのですけれど、今幼稚園・小・中学校・特別 支援学校ということですが、これには教育委員会は入らないのですか。それこそ不審者が出た などの情報は、学校に送ってからもう1回学校で配信すると、結構タイムラグがあるという話 も聞いたことがあります。

【会 長】ではご説明ください。

【教育調整課長】教育委員会もこの中に入っておりますので、今回は学校における取扱いについてということで、対象拡大ということです。ここには特に教育委員会の記載はございませんが、教育委員会も入っています。

【会 長】伊藤陽平委員。

【伊藤(陽)委員】ありがとうございます。

最後なのですけれど、この情報セキュリティアドバイザーのご意見の中で、送信者のドメイン認証を実施するという表記がありました。この担当課の対応のところを見たところ、メール受信設定をスパムメールにならないようにという表記だったのですが、情報セキュリティアドバイザーの意図と、少し違うかなと思います。メールを送信する側のドメインが、スパムメールにならないような設定をするとなると、受ける人がスパムメールではないよという設定をするのもありますし、それと同時にシステム側として、ドメインをしっかりこれは正しいドメインです、あまり問題のないドメインですということを設定上することが必要です。そうしないとスパムメールになってしまう可能性があるのですが、送信側の設定について、書いていなかったのですけれど、そこもシステムとしてしっかりチェックをされていらっしゃるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【教育調整課長】送信側と受信側の両方からというようなお話かと思います。送信側のドメインに関しての取り扱い、その認証という部分に関して、発信者側から受信者側にそういうこと

にならないようにできるのかは確認をしまして、改めてそこについての対応を検討します。

【伊藤(陽)委員】ありがとうございます。

これはメールの登録のシステムにメールアドレスを登録する際の設定などもありますので、 ぜひシステムを開発されている方にご確認いただければ、スパムメールは減るかと思いますの で、ぜひよろしくお願いします。以上です。

【会 長】須貝委員、どうぞ。

【須貝委員】こういうことで、今回システムへの私物の端末の活用ということが認められるようになってきているのですけれども、その一方で新宿区全体として、このような私物端末の利用、今在宅勤務とかいう動きも出てきていますが、どこまで新宿区として私物端末の利用を許容するようになっているのか、教えていただきたいのですが。

【会 長】事務局でしょうか、回答を。

【区政情報課長】現時点で私物のスマートフォンですとか、パソコンを業務に使うということは、一切認めてない状況です。まだ運用上、あるいはセキュリティ上の制御と言いますか、対策について追いついていない状況もありまして、一切認めていない状況です。

【会 長】津吹委員。

【津吹委員】2点、確認をさせていただきたいのですけれど、2ページの目的はよく分かります。事業内容のところで、「一方で区立小・中学校及び特別支援学校では」というところから、「通知表の作成、健康状態の管理に加え、メールやホームページ作成などの多岐にわたる校務を行う際、日常的に使用する校務支援システムの機能を活用をして、一斉メールの配信を行っている」との記載があるのですけれども、これは今回の目的と、この成績表や健康状態を一斉配信するということが現実的にあり得るのでしょうか。先程目的として危険なこととか、そういう重要性のことということがありましたが、これでいうと個人情報そのものが一斉メールで配信されると理解ができるのですけれども、ちょっと違うのではないかなという気がしたので、ご質問させていただきます。

【会 長】ご説明ください。

【教育調整課長】ここで言いたかったのは、今、学校では区のイントラではない別のシステムを構築してありまして、その中の機能を使って一斉メール配信をやっていますということをご説明したかったわけです。一斉メールの中に、こういった通知表であるとか、健康状態の管理の内容をお送りするようなことはございません。それは、もともと一斉メールで取り扱う内容ではございませんし、今後、外部システムを利用する形になりますので、同じシステムを使う

こともございませんので、その辺のところはご心配は要らないかなと思います。

【教育調整課長】今まで使っていたシステムを更新しまして、一斉メールはできないシステム にかります。引き続き通知表や健康管理などは、学校の中のシステムを使って管理をしていき

長】 そうすると、今まで使っていたシステムは、来年の3月で終わりになるのですか。

になります。引き続き通知表や健康管理などは、学校の中のシステムを使って管理をしていきます。これまではオプションで、一斉メールができる機能があったのですが、今後はご存じのように新学習指導要領、新しい学習指導要領が来年から小学校、再来年から中学校で実施されることに伴いまして、この校務支援システム、つまり通知表や、他の学校校務で利用しているシステムをそれにあわせて更新をさせていただきます。その際には、この一斉メール配信が機能としてなくなるものですから、外部システムを使って、引き続き一斉メールという手法だけは残しておきたいということです。今まで幼稚園だけは切り離してやっていたものですから、そこの利用を考えているということでございます。

【会 長】要するに切り離して、新しく導入するということですね。津吹委員。

【津吹委員】この記載ですとそういうものが、先生方のパソコンやスマートフォンから流れる と理解をしてしまいがちなので、そこは改めていただければなと思います。

【教育調整課長】申し訳ございません。校務支援システムを説明するのにどのようなものなのかを、ご説明に加えたほうがよろしいかなと思いまして、そのような書き方をさせていただきましたが、誤解を与えることになってしまいました。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。藤原委員。

【藤原委員】先程私物の業務利用は今までないとお答えがあったと思うのですが、そうすると 今回初めて私物の業務利用を認めるということなのでしょうか。

【会 長】事務局のほうで回答してください。

【区政情報課長】区の情報システム課が主に管理をしているサーバですとか、それぞれの業務システムに、私物のパソコンやスマートフォンを使ってのアクセスをするというのは一切、イントラも含めて、認めていない状況でございます。

今回、外部のメール配信システムというようなところの操作、あくまでも先程担当課長が申し上げましたけれども、個人情報を扱わせる機能は一切認めていないことと、実際にお送りする保護者の方へのメールの内容については、個別の個人情報は一切入っていないというような前提で、今回、お諮りをさせていただきました。

【会 長】よろしゅうございますか。

【藤原委員】そうすると、個人情報を扱わない等々いろいろな理由があって、特別に認めたと

いうように理解してよろしいのでしょうか。

【区政情報課長】この案件につきましては、個人情報の保護の所管である区政情報課、それからセキュリティポリシーを扱う情報システム課、それから担当課と事業のスキームについて検討した上で、このような対策であれば大丈夫だろうということを内部で検討した上でのお諮りになっているというところでございます。

【藤原委員】それはこれから広がっていくということではないわけですね。それとも、もしかすると何かそういう基準を満たせば、さらに広がっていくという可能性もあるのでしょうか。 【会 長】事務局。

【区政情報課長】これをきっかけに各事業に広がるとは、今の時点で全く考えてございません。 その事業の必要性ですとか、導入をしようするスキーム、それからどのような対策がとられる のかということを、その都度、その都度検討してまいります。安全が確保されないのであれば、 もちろん事業化ということにはならないと思っています。

この案件については、先程言った緊急性を一斉に、迅速にお伝えするという事業の意義です とか、それから扱う内容、セキュリティがとられているということを検討して、お諮りしてい るというようなところでございます。

【藤原委員】分かりました。ありがとうございます。

【会 長】このシステムがとられて、一斉通知は、メールはいいのですけれど、個別にA子 ちゃんとB君に何か連絡しようとするときも、これが使われる可能性はあるのですか。そうい う形で個人的な利用というか、個人情報がこの一斉メールの中に入り込んでいるというわけで はないのですか。

【教育調整課長】今回のシステムの中で、どのような状況が想定されるかと言いますと、全校 一斉に配信するメール、それからある学年だけに配信するメールとなります。これは行事が、 例えば移動教室というような行事になりますと、小学校の5年生であるとか、学年が決まって いる場合がございますので、1つの学年だけに配信するというようなことも可能でございます。 そのために学年だとか、組だとかという、何組、1組、2組、3組、そういうところの情報も 入れていただくということです。

【会 長】最後はA君、B君まで絞り込んだ設定というのはできるのですか。

【教育調整課長】できるかできないかで言えば、情報としては個人名までありますので、可能ではあります。ただ、そういった使い方は基本的には想定しておりません。特別その個人に何かということであれば、担任のほうからご連絡、お電話なりでさせていただく。この一斉メー

ルを使いながら、メール配信で行うということは想定していないということです。

【会 長】そういう個人的な通知というのは、この今までのメール配信ではやっていなかったのですね。

【教育調整課長】やっておりません。

【会 長】個人的に電話連絡するということですね。

【教育調整課長】はい。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。ないようでしたら本件は報告事項 ということで、了承ということでよろしゅうございますか。ありがとうございました。

何かご質問かご意見、この審議会のことについて、ご意見かご質問がございましたら。須貝 委員、どうぞ。

【須貝委員】一度お聞きしたいと思っていたのですが、業務委託の場合、いろいろ委託先に対して、情報を管理上、守らせるべき事柄を定めてお願いしているところだと思うのですが、その中で立入り調査を常にするような形になっているのですが、実際に担当課によってそういう立入りを励行していらっしゃるのかどうか。調べられているのかどうか。私どもも、そういったことをやるという前提で承認はしているところだと思うのですけども、その辺の担保、しっかりととられて把握されているのか。いかがでしょうか。

【会 長】事務局、説明をお願いします。

【区政情報課長】立入り調査については、契約締結をする際に双方で取り交わしをするということです。お諮りをしたものについては、区政情報課のほうで実際に立入り調査をしたかという結果について、1つ1つの業務のものについては、今の時点では確認し切れていない状態なのです。しかし、担当課が、どういう項目について立入り調査でチェックすべきかというチェックシートを区政情報課で作成し、担当課に責任を持ってやっていただいているというような体制は敷いているところでございます。年に1回運用状況ということで、担当課のほうから報告をいただいているところなのですが、その立入り調査の結果の詳細までは、今の時点では区政情報課のほうでは把握はし切れていない状況でございます。

【会 長】問題は、委託先の業務監督管理です。担当課が監督している記録というのをちゃんとつけさせるというのですか。記録として残させる。最後は結局データの消去までいくのだと思うのですけれど、開始から終了まで、少なくとも後々に追跡ができるように、管理記録をつけさせるというのはできないのでしょうか。

【区政情報課長】担当課と事業者とのやりとりの記録というのは、当然持っていただいている

という前提で、その記録書類については担当課のほうで保管をしていただくようには、指導しております。

また、今ご意見いただいた区政情報課のほうでどこまで状況把握をするのかについては、今後検討していきたいと思っております。確認をするというだけではなくて、それが徹底されているという状態が担保されるのが重要だと思いますので、その視点も含めて、区政情報課のほうで、どのような把握、あるいは権限を持てるのかというのは検討していきたいと思っております。

【会 長】私が言っているのは、それぞれが勝手な記録方法で記録するのではなくて、一定の様式をもって、委託業務について管理を記録すること。何月何日にこういうデータを渡して、何月何日に立入りして、何月何日は電話で確認し、最後にデータが消去されたという確認をしました。そのような記録は、A4の半分でも、1枚でもいいのだけれども、そんな難しいことではない。これだけ資料見たら分かりますよということではなくて、管理記録は、管理だけを抜き取って、そのもと資料、裏づけ資料などはどうでもいいのです。いざとなったらそれが調べられるように、誰かがチェックして、立入り検査しているのかすぐ分かるような管理記録をつけさせたらいいのではないですか。

【区政情報課長】分かりました。その辺がどう担保されるかについては、考えていきたいと思います。

【会 長】全部報告させてチェックしていたら、そんなもの事務量が増えるだけで意味がないので、無駄なことです。だから、いざとなったときに、簡単にチェックできるようにできていれば、それはそれでいいと思うのです。須貝委員。ご意見どうぞ。

【須貝委員】私どもはその立入り調査をやるという、そういうお話があるものだから、それを やってもらうのだろうなということで承認してきているのですね。ですから、その担保も本当 にとれているのかどうかということを、しっかりと窓口課のほうでも確認をしていただければ と、我々も安心できますということなのです。

【会 長】ほかにご意見はございますか。三雲委員。

【三雲委員】事業が終わって、事業者に取り扱わせた個人情報、実際行った業務の記録を削除 するというのは事業者の立場からだと非常に難しいことだろうと思います。大手企業でもメー ルサーバからメールそのものを削除するのか、あるいはどこかで線引きをしてあきらめるのか。 非常に難しいことです。

【区政情報課長】実際には、いろいろな確認方法があると思うのですが、事業者が削除しまし

たというような、例えば書面をもらって、それを誓約書ではないのですけれども、そういう書類をもらっています。実際にパソコンの確認をどこまでできるのかといっても、バックアップをとってしまっていたときなど、最後の最後まで、なかなか追えないということもあります。実際にその現場に行ってパソコンを見るということもやっているところはやっているとは思うのですが、今は誓約書を取り交わして削除しましたという書面を確実に責任者の方からもらうというようなことはしていただいているというのは伺っておりますが、それ以上の対策については、今、この場で答えられない部分もあります。今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

【会 長】とにかく難しい問題だと思いますが、せっかくですから、委託の管理の体制を何か検討し、表向きだけではなくて、実行可能な管理制度をご検討ください。

ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。ないようでしたら事務局のほうから何か連絡 事項等ございますか。

【区政情報課長】次回の審議会の予定ございますけれども、11月7日、木曜日になりますが、 午後2時から開催を予定してございます。場所につきましては、本庁舎6階の第3委員会室に なります。よろしくお願いいたします。以上です。

【会 長】では、以上をもちまして第4回の審議会を閉会といたします。長時間どうもありがとうございました。また次回の審議、よろしくお願いいたします。

午後3時52分閉会